

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

魚沼市は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

魚沼市長

公表日

令和8年8月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①課税・非課税の住民に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書（納入書）及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨税目ごとの口座登録 ⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪督促状の発送 ⑫地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行及び照会回答 ⑭地方税外部連携システムの団体間回送機能等の利用 なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1. 個人住民税システム、申告受付システム、国税連携システム、eLTAXシステム、 2. 固定資産税システム、3. 軽自動車税システム、4. 国民健康保険税システム、 5. 収納消込システム、6. 滞納整理システム、7. 宛名管理システム、 8. 統合宛名システム、9. 中間サーバー、10. マイナポータル申請管理 11地方税外部連携システム及び当該自動連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税システム、申告受付システム、国税連携システム、eLTAXシステム

1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル

地方税外部連携システム

1. 団体間回送ファイル等

固定資産税システム

1. 固定資産税賦課情報ファイル、2. 固定資産税土地情報ファイル、3. 固定資産税家屋情報ファイル、4. 固定資産税焼却資産情報ファイル

軽自動車税システム

1. 軽自動車税車両情報ファイル

国民健康保険税システム

1. 賦課基本ファイル、2. 介護基本ファイル、3. 支援基本ファイル、4. 賦課個人ファイル、5. 期割情報ファイル

収納消込システム

1. 収納履歴ファイル、2. 滞納処分ファイル

滞納整理システム

1. 滞納処分ファイル、2. 交渉記録ファイル

宛名管理システム

1. 宛名基本ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24
--------	-----------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 項番48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部税務課、市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民福祉部税務課長、市民福祉部市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務にかかわる職員（臨時職員等を含む）に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、必ず複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている	
判断の根拠	研修を行い、特定個人情報の使用は、法令等の規定がある場合のみ認められる旨、及び本事務外で使 用した場合は操作者を特定可能であることを周知し、本事務外での使用を抑止していることから、対策 は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2014/11/12	2018/4/1	事後	
平成30年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数	2014/11/12	2018/4/1	事後	
平成30年8月8日	5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 桜井芳典、健康課長 金澤真	税務課長、健康課長	事後	様式変更によるもの
令和1年6月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 税務課、健康課 ②担当者の役職名 税務課長、福祉課長	①部署 市民福祉部税務課、市民福祉部市民課 ②担当者の役職名 市民福祉部税務課長 市民福祉部市民課長	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	魚沼市総務課 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務課 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	事後	
令和1年6月3日	Ⅱ しきい値判断項目	1、対象人数 いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点 2、取扱者数 いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点	1、対象人数 いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点 2、取扱者数 いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策			事後	様式追加によるもの
令和3年9月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	事後	市役所庁舎移転に伴う変更
令和3年9月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	事後	市役所庁舎移転に伴う変更
令和8年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1～8（略）、9. 中間サーバー	1～8（略）、9. 中間サーバー、10. マイナポータル申請管理	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用	減免については、全体からみると件数及び金額が僅少であるため、積算においては考慮しないものとする。普通徴収と特別徴収の割合などは、令和7度の決算見込みを参考にして積算する。		事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	I-4 ②中 番号法第19条第7号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項番27	I-4 ②中 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 項番48	事後	法令改正によるもの
令和8年3月11日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島 910 025-792-1000	事後	
令和8年3月11日	Ⅱ-1対象人数 Ⅱ-2取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年3月11日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式追加によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称 2.特定個人情報ファイル名	1の②中 ①～⑫（略）、⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 1の③中 1～9(略)、10マイナポータル申請管理 2中 個人住民税システム、申告受付システム、国税連携システム、eLTAXシステム 1～4(略) 固定資産税システム	1の②中 ①～⑫（略）、⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行及び照会回答、⑭地方税外部連携システムの団体間回送機能等の利用 1の③中 1～10(略)、11地方税外部連携システム及び当該自動連携システム 2中 1～4(略) 地方税外部連携システム及び自動連携システム 1団体間回送ファイル 固定資産税システム	事前	